愛知県立芸術大学学長選考等規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、愛知県公立大学法人定款(以下、「定款」という。)及び 愛知県立芸術大学学長選考委員会規程(以下、「学長選考委員会規程」とい う。)に規定する愛知県立芸術大学の学長の選考、評価及び解任に関し、必 要な事項を定めるものとする。

第2章 学長の選考

(選考の時期)

- 第2条 学長の選考は、次の各号の一に該当する場合に行う。
 - (1) 学長の任期が満了するとき(第15条に規定する信任評価による再任の 場合を除く)
 - (2) 学長が辞任を申し出たとき
 - (3) 学長が欠員となったとき
 - (4) 学長が解任されたとき
- 2 学長の選考は、前項第1号に該当する場合においては任期満了の3か月以前までに終了し、同項の他の号に該当する場合においてはできる限りすみやかにこれを実施する。

(学長の選考基準)

第3条 学長の選考は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから選考委員会が定める基準により、行わなければならない。

(学長候補者の立候補)

- 第4条 選考委員会は、学長を選考するため、学内外を問わず学長候補者の立 候補を求める。
- 2 学長候補者に立候補する者は、愛知県立芸術大学のミッションを理解し、 そのミッションの達成に向けたビジョン等を提示することができる者のう ち、次の各号に掲げる要件を満さなければならない。
- (1) 学長就任に積極的な意志を有すること。
- (2) 第5条第1号に規定する推薦人3名以上5名以下からの連名による推

- 薦、又は同条第2号に規定する推薦人2名以上からの連名による推薦を受けること。ただし、推薦人は複数の学長候補者を推薦することはできない。
- 3 学長候補者に立候補する者は、選考委員会が定める様式により履歴書、業績調書(大学運営に関する実績を含む)、推薦人名簿、所信表明書を作成し、すべての推薦人の推薦理由書を添えて選考委員会に提出しなければならない。

(推薦人の資格)

- 第5条 学長候補者の推薦人の資格は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 立候補者が選考委員会に届け出を行う日に在職する愛知県立芸術大学の 学長、専任の教授(特任教授を含む)、准教授、講師及び助教、並びに事 務局長、県立芸術大学事務部門の係長相当職以上の職員、法人企画部及び 法人管理部の部長相当職以上の職員とする。ただし、選考委員会委員、任 期付教員及び休職中の者は除く。
 - (2) 立候補者が選考委員会に届け出を行う日に在職する経営審議会委員。ただし、理事長、選考委員会委員及び前号本文に掲げる者は除く。

(意向投票委員会の設置並びに意向投票等の実施)

- 第6条 選考委員会は、第7条に規定する学長候補者所信表明説明会(以下、「所信表明説明会」という。)並びに第8条及び第9条に規定する意向投票 に関する業務を行うため、教育研究審議会に意向投票委員会の設置を委託する。
- 2 意向投票委員会の設置に関し必要な事項は、教育研究審議会が別に定める。

(所信表明説明会の開催)

第7条 選考委員会は、学長候補者が選考委員会委員、学内の教職員及び学生 に対して所信表明を行うため、意向投票委員会に所信表明説明会の開催を委託 する。

(意向投票の実施)

- 第8条 選考委員会は、学内の意向を確認するため、意向投票委員会に次の各 号による意向投票の実施を委託する。
 - (1) 意向投票は、個人投票により行う。その結果、いずれの候補者も、投票 者数の過半数に満たない場合には、得票数上位2位までの候補者による意 向投票(以下、「再意向投票」という。)を行う。
 - (2) 意向投票の実施期日は、所信表明説明会後、概ね2週間以内とする。た

だし、再意向投票に係る個人投票は、意向投票実施後、概ね2週間以内と する。

(3) 意向投票委員会は、個人投票の実施後、速やかに意向投票結果を選考委員会へ報告するとともに、学内に公示しなければならない。

(個人投票)

- 第9条 前条第1号に規定する個人投票は次の各号により行う。
 - (1)個人投票権を有する教職員(以下、「個人投票権者」という。)は、個人 投票日に在職する愛知県立芸術大学の学長及び専任の教員(特任教授を含 む。)並びに事務局長、県立芸術大学事務部門の係長相当職以上の職員、 法人企画部及び法人管理部の部長相当職以上の職員とする。ただし、休職 中又は学外研究員として学外研究中の者は資格を有しない。
 - (2) 各個人投票権者が持つ票数は1票とする。
 - (3) 各個人投票権者が、公務による出張又はその他やむをえない事由により、個人投票日に投票を行うことができない場合には、不在者投票を認める。

(学長候補者との面接)

第10条 選考委員会は、学長候補者の所信表明及び意向投票の結果等により、原則として複数名の学長候補者に面接を行う。

(学長の選考)

- 第11条 選考委員会は、学長候補者から提出された書類、意向投票結果及び 面接結果を踏まえて、学長を選考する。
- 2 選考委員会は、立候補者が1名の場合の意向投票結果において、投票者数の 過半数の票を得られなかった立候補者は、学長の選考対象としない。この場合 において、選考委員会は、教育研究審議会に対して、順位を付した学長候補者 の推薦を求めるものとする。
- 3 立候補者がいなかった場合についても、前項後段の規定を適用するものと する。

(選考結果の報告)

第12条 選考委員会は、学長選考結果について、選考理由、選考の過程及び 選考結果を明記した文書により、速やかに理事長に報告する。

(選考に関する公表)

- 第13条 選考委員会は、第3条に規定する基準を定めて公表しなければならない。なお、この基準を変更したときは当該基準を公表しなければならない。
- 2 選考委員会は、第4条から第11条までに規定する立候補手続き、選考日

程その他学長選考に係る手続き・方法を決定し、公表しなければならない。

3 理事長は選考委員会から報告された結果について、公表しなければならない。

第3章 学長の評価

(学長の業績評価)

- 第14条 選考委員会は、毎年度、面接により学長の業績評価を行う。
- 2 選考委員会は、次の各号に掲げる資料に基づき、ビジョンの達成度を評価 基準として面接を行う。
- (1) 学長としてのビジョンの達成度を明記したもの
- (2) 愛知県立芸術大学における中期計画、年度計画等の進捗状況
- (3) 大学運営上、学長がリーダーシップを発揮し、達成した重要な事項
- (4) 学長として認識する現時点における本学の問題点を明記したもの
- (5) その他選考委員会が必要と認める資料
- 3 業績評価の結果については、選考委員会が理事長に報告し、理事長は役員 会に報告する。

(学長の信任評価)

- 第15条 選考委員会は、愛知県立芸術大学学長の任期に関する規程(以下、「任期規程」という。)第2条第2項に規定する前期の4年目に、学長の再任を審議するため、信任評価を行う。ただし、任期規程第3条第2項の規定により、選考委員会が残任期間に応じて信任評価の実施が不要と決した場合はこの限りでない。
- 2 選考委員会は、前項の信任評価を行うにあたり、第9条第1号に掲げる個人投票権者に対し、学長の評価を行うための調査票を作成し、学内の意向を調査しなければならない。ただし、調査票については別に定める。
- 3 選考委員会は、前項に規定する学内の意向の調査結果及び前条の規定により毎年度実施する業績評価の結果に基づき、学長の再任について審議し、決定する。
- 4 選考委員会は、前項に規定する審議結果を理事長に報告するとともに学長に通知する。
- 5 理事長は選考委員会から報告された結果について、公表しなければならない。

第4章 学長の解任

(学長の解任申出)

- 第16条 選考委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、理 事長に対して学長の解任申出を行うことができる。
 - (1) 不良行為
 - (2) 職務懈怠
 - (3) 心身の故障
 - (4) 業績低迷

(解任の手続き等)

- 第17条 選考委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに学 長の解任について審議するものとする。
 - (1) 選考委員会の各委員から解任申出の請求があったとき
 - (2) 役員会から解任申出の請求があったとき
- 2 選考委員会は、前項の審議を行うにあたっては、学長に対し書面又は口頭 による弁明の機会を与えなければならない。
- 3 選考委員会は、第1項の審議を行うにあたっては、経営審議会又は教育研 究審議会に意見を求めることができる。
- 4 選考委員会は、文書により第1項の審議の結果及びその理由を明確にし、 理事長、役員会、経営審議会及び教育研究審議会に報告しなければならな い。
- 5 第1項の審議の結果、学長解任が妥当であると認めたときは、選考委員会は、理事長に対し学長解任の申出を行うものとする。理事長は、この申出に基づき学長を解任する。

(解任に関する公表)

第18条 選考委員会は、第16条の規定に基づき理事長に解任申出をしたときは、公表しなければならない。

第5章 雑則

(規程の改正)

第19条 この規程の改正は、選考委員会委員の過半数の同意を得て、教育研 究審議会の議を経なければならない。

(雑則)

第20条 この規程の実施に関し必要な事項は選考委員会が別に定める。

附則

- この規程は、平成22年7月2日から施行する。 附 則
- この規程は、平成27年4月1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成29年4月1日から施行する。 附 則
- この規程は、令和3年4月1日から施行する。 附 則
- この規程は、令和5年3月16日から施行する。